

社会福祉法人 東彼杵町社会福祉協議会

役員等、非常勤者の報酬等に関する規程

制定 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東彼杵町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等非常勤者の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等、非常勤者)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいい、非常勤者とは、心配ごと相談員や会長の求めに応じ出席した者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び非常勤者には、勤務内容に応じて報酬等を支給する。

- (1) 正副会長については、別表1のとおり報酬を支給する。
- (2) 正副会長以外の役員及び非常勤者については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合には、旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表2の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第4条 正副会長に対する報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 支給日は、翌月10日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第6条第3項に準じた日とする。
- (2) 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人主義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1) 社会福祉法改正により、「役職員等非常勤者の報酬及び手当に関する規程（平成9年5月1日施行）」を廃止し、新たに「役員等、非常勤者の報酬等に関する規程」を制定する。
- 2) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

区分	報酬額
会長	月額 30,000円
副会長	月額 10,000円

別表2

区分	費用弁償額
役員	1回 3,000円
心配ごと相談員	1回 2,000円
会長の求めに応じ出席した者	1回 4,000円
評議員選任・解任委員	1回 3,000円